

平成 30 年度中央公民館利用者懇談会議事録（概要）
中央公民館利用者懇談会

- 【目 的】 公民館と利用者、また、利用者同士の意見交換及び交流を行う。
- 【開催日時】 午前の部：平成 30 年 4 月 27 日（金）午前 10 時～午後 12 時 10 分
午後の部：平成 30 年 4 月 27 日（金）午後 7 時～午後 9 時 20 分
- 【参加者】 ①65 団体（69 人）②33 団体（35 人） 計 98 団体（104 人）
- 【出席職員】 加藤公民館長、刈田副主幹（兼）事業係長、内田主事
- 【会 場】 講座室
- 【内 容】

<第一部>公民館からのお知らせ（概要）

1. 職員紹介（資料 1）

中央公民館の職員体勢について、3 月末をもって、再任用職員の岩崎と嘱託職員の森山が退職し、4 月から嘱託職員の高橋智恵美と島岡愛が新たに勤務している。また、4 月末をもって嘱託職員の勝又が退職し、5 月から嘱託職員の中村周（あまね）が勤務する。

2. 施設予約システムの更新に伴う検討（資料 2、資料 3）

現在の施設予約システムは、運営事業者が平成 31 年 12 月をもって施設予約システム事業から撤退するため、新たな施設予約システムを導入しなければならない状況にある。新たな施設予約システムを導入するタイミングでなければ対応することが難しい案件のうち、公民館利用者に大きな影響を与える内容について、2 点の検討事項をお話する。

1 点目は、調整会の取扱いについて。

2 点目は、貸出時間区分の変更について。

調整会については、現行の調整会方式のために利用団体代表者にご足労をおかけしていることや、そもそも平日の日中に開催している調整会に参加することが出来ないために、公民館を利用することが出来ない方も多く存在する。より多くの皆さまにご面倒をお掛けすることなく、公民館をご利用いただくことを目的として、施設予約システムを利用した機械抽選の採用について事務局として検討中。

貸出時間区分の変更については、現在の利用区分は 9 時から正午までの午前、13 時から 17 時までの午後、18 時から 21 時 30 分までの夜間の 3 区分。

しかし、午後については、4 時間全てを使っていない実態が一部あることも事務局として把握している。

より多くの皆さまが使いやすくなることを目的として、望ましい利用区分のあり方について検討中。

本日は、現行の利用区分と単純に比較検討する材料として、午後を 2 分割し、全 4 区分として、5 案を提示（アンケート裏面参照）。

いずれの案も 4 区分とするにあたり、1 コマ 3 時間を基本としている。

案 1 は、現在の利用区分。

案 2 は、1 コマを 3 時間に統一した上で正午からの 30 分を除き、各コマの合間の空白の 1 時間を廃止。

案 3 は、1 コマを 3 時間に統一した上で、各コマの合間の空白の 1 時間を廃止。

案 4 は、1 コマを 3 時間に統一した上で、各コマの合間に 15 分の空白時間を設定。

案 5 は、4 コマではなく 5 コマ、あるいは 6 コマがよいといったご意見の場合に、どういった時間設定になるのかをお書きいただくためのもの。

なお、空白の時間については、事前の会場確認等に利用している程度であるため、皆さんの活動の時間に使うほうがより効果的ではないかと考えている。

施設使用料との兼ね合いという点も大きな課題だが、先ずは皆様の活動に必要な時間と、公民館が利用できる時間がどういった関係性になっているのかについてお考えいただき、アンケートの回答を 5 月 31 日までに中央公民館または西河原公民館までご提出いただきたい。

（補足説明）

新たな施設予約システムを構築するにあたっては、あらかじめそれぞれの取扱いを決定しておかなければならないことから、ご利用者の皆さまにお示しをさせていただいたうえで、皆さまからのご意見を踏まえてあり方を決定したいと考えている。

お示した内容については、あくまでも現状との比較検討材料としての一つの案であり、決定事項ではない。各団体の活動内容等を踏まえたうえで、他の団体やより多くの方に公民館をご利用いただけるようにするためにはどうあるべきなのかといったことで議論を進めていただき、5 月 31 日までに事務局までアンケートの回答をいただきたい。

その後、6 月中にはアンケートの集計作業を行い、7 月には説明会といったような場で、皆さまからのご意見をお示した上で、最終的に 10 月には取扱いを決定する必要がある。

3. 市民センター改修について

市民センターの改修については、市と市民の会が協定を結び、その他関係各所とも協力して調整を行っている。平成 29 年度において実施予定であった市民アンケートについては、諸般の事情により実施することができなかった。引き続き、関係各所と協議を進め、継続して実施に向けて取り組む。

4. 西河原公民館改修工事について（資料 4）

平成 29・30 年度の 2 か年にわたって実施している「あいとぴあセンター・西河原公民館大規模改修工事」について、30 年度は西河原公民館内の改修を実施する（資料 4 参照）。

本工事では、各階の照明・空調機器及びそれに類する機器の更新を行い、併せて西河原公民館図書室の書架の一部更新と耐震強化と床の張替を行う。

工事については、各階ごとに行い期間中はその階への立ち入りが禁止となる。

5. その他

公民館からのお願い。利用時間を遵守の上、鍵は団体同士で受け渡しをしないこと。
貸出備品類は、丁寧に扱うこと。

退室時は、照明、空調の消し忘れにご注意の上、忘れ物がないか室内の点検をおこなうこと。

行事のお知らせ（予定）。

中央公民館のつどい 平成 31 年 3 月 6 日（水）から 10 日（日）

いべんと西河原 平成 31 年 2 月 23（土）24 日（日）、3 月 2（土）3 日（日）

<第二部>団体間の意見交換等（公民館利用者の会より）

参加者が 5 つのグループに分かれて意見交換を行い、最後にグループごとに話した内容を報告。

【第一部質疑応答（概要）】

- Q 1. 機械抽選は良いが、機械抽選となった場合に、午後の区分を 2 つにした場合に、連続で使いたい場合に、機械抽選で前半だけあるいは後半だけしか予約が取れなかったということでは困るので、機械抽選に変更する際には、セットで予約できる仕組みを構築してほしい。
- A 1. システムを構築するにあたっては、お金をかければ相応のことが実現できるが、ご要望の内容については、事務局としても一つの課題として認識している。現在の調整会方式であれば、調整会の場で何を目的として連続して使いたいのかを予約が重なった他の団体に対して意思表示が出来て、上手に調整できているものを、単純に機械的に○か×かとされてしまうと、都合が悪いというご意見をいただいている。
- 例えば、予約の際に皆さんの事業の優先順位を設定することはシステムとしては可能である。しかし、付加機能の設定を増やせば増やすほど費用は上昇し、予約手続きも煩雑になる。加えて、機械抽選の偏りがどのように実体化するのも予測が不可能であるといった懸念もある。引き続き、業者と検討を進める。
- Q 2. 部屋ごとに利用区分を設定することは可能か。
- A 2. 出来るか出来ないかで言えば出来る。ただし、そうする意味があるのかについては、慎重な議論検討が必要。
- Q 3. 同じ団体の者だが、質問の主旨は、団体によって会員数や必要な会場の広さも違ってくる実情がある。会員数が多い団体は、利用できる部屋も限られており、現在の調整会の場では予約が重なる団体はほぼ決まっているような状況で、毎回上手に調整している。様々な事情があって、公民館としてはより多くの方たちに使ってほしいという考えがあって、団体には団体の考えがある。規模が大きかったり、活動時間が長い団体が、調整方法や利用区分を変更することによって、活動が困難になるようなことがないように、十分配慮していただきたい。

- A 3. お話いただいたような内容を、ご意見として出していただきたい。各団体で議論を進めていただく前提条件としては、まずは各団体の活動状況といったものに基づいて議論を進めていただき、その結果が結論ではなくて、他の団体はどうなのかについても議論していただく必要がある。

しかし、公民館は、社会教育法に基づく社会教育施設であり、純然たる公共施設である。狛江市民 8 万人の共有財産である。施設予約システムの更新については、5 千万円からの設備投資が必要。

現状では、多くの市民が公民館を利用していない状況にある。日頃、公民館をご利用いただいている多くの市民の皆さまに対して、多額の設備投資を行うことに対してご理解をいただくためには、このタイミングで現状では公民館を利用することが出来ない方たちに対して、どうすれば利用できるようになるのかについて、事務局としては検討しなければならない必須の項目である。

結果がどうなるのかは現状では解らないが、この点について検討したのか、していないのかと問われたときに、検討しましたと答えるのか、検討していませんと答えるのかでは、相手の反応も大きく変わってくる。

区分の変更については、ご負担いただいている使用料についてもご意見をいただいている。使用料については、現状でも不公平な状況になっており、3 区分で使える時間が違うにもかかわらず、ご負担いただいている施設使用料は同じ金額となっている。これまでも、金額についてはご意見をいただいております、この点についても今のタイミングで検討しなければならないと考えており、検討を進めた結果現状維持なのか、変更になるのか、結果が見えてくることになる。

- Q 4. 事務局から機会抽選という提案だが、それではリードすることになる。提案ではなくて、調整会で困っているのでどうしたらよいかというふうに話をするほうが相応しいと思う。

区分の変更についても、具体的な問題が示されていない中で、4 区分という話が出てきているので、こちらもリードしているように思える。皆さんの率直な意見を聞かせてほしいという立場で話を進めてほしい。

個人的には、現在の調整会は平日に行っていることから、就労している方たちは出にくいといった問題があることは良く理解しているが、まずはそういった状況にある方たちの中で、どのように解決できるのかについて検討を行うことが必要ではないか。問題点を明らかにした上で、解決策を皆で考えていくということであれば良く理解できる。しかし、機会抽選がどうですかといわれて、アンケートに回答してくださいといわれても、私は反対ですとしか応えようがない。

利用区分の変更についても、個人的には無料にしてくれれば、工夫は必要になるが使用団体間でうまく調整することが出来るのではないかと考えている。

- A 4. はじめにはっきりしておきたいが、事務局からの提案ではない。提案という言葉は使っていないし、提案しているつもりもない。

これまでの懇談会の中での意見としては、一人の方からもっと具体的な案をまとめて示すのが事務局の責任だというご意見をいただいている。しかし、その意見に対しては他の

参加者からは、そうではなく皆の意見を聞いてからでなければ、こういったことは実施するべきではないといったご意見をいただいている。事務局としても同様に考えており、お示しした内容は決定事項ではなく、検討した結果現状維持も一つの結果になるかもしれない。これまでも、多くのご意見をいただいていた中で、現状として午後の区分の前半と後半で場所を共有している実態を把握している。原則としてはこういった利用実態は認められないが、公民館は杓子定規にルールで縛ることに意味はない施設であると考えている。そういった実態が多いのであるならば、どうあるべきか検討しなければならないのが事務局の責任である。だからといって、一方的に決めるつもりはない。このような状況をご理解いただきたい。

事例として、多摩地域の他の公民館では、最も区分が短いものが1時間、また1日の区分割として最も多いのが4区分となっている。狛江市と同様に3区分としているのが4市程度の状況。

調整会については、調整会を開催している市もあれば、機械抽選を行っている市もある。調整会には調整会の長所と短所があり、機械抽選には機械抽選の長所と短所がある。何を選択するかは、実情がどのようなになっているのかを理解する必要があるため、皆さまのご意見をいただきたい。

調整会のやり方については、現状の最大の問題は、平日の日中に開催していることであると理解している。これを、平日の夜間あるいは、土日の日中や夜間に開催するとした場合に、直接影響を及ぼすのが、公民館の運営費のうちの人件費である。職員が対応していることから、夜間になれば時間外勤務となり、土日であれば休日勤務となる。やり方は幾つもあるが、どういうやり方が望ましいのか方向性がある程度見えないと、検討を進めることができない。どうすべきなのか皆さまのご意見をいただきたい。

- Q 5. これまで、社会教育を考える会での活動や公民館運営審議会委員などを務めてきて、自分ができることをやってきたつもりだが、利用区分を複数の団体で共有することが違反だということを知らなかったのが驚いている。こういったことが出来るような利用者間の関係を作っていくことを、公民館が支援しなければならないところだと思う。規則を変更して、利用区分を共有することを認める方法もある。自分たちの団体のことだけではなく、他の団体の事情なども理解した上で、利用者も公民館の運営にかかわっていくという意識が大事だと思うので、こういったところを支えていく公民館であってほしいと思う。

公民館の有料化の問題だが、公民館は市民の税金で作って、市民が使う市民のための施設であり、利用者は納税しているのだから、本来は使用料を払うべきではない。公民館や図書館、博物館といった学習機関、学校もそうだがこの考え方が作ったときの基本だった。

その後、市の財政状況が悪化したことを受けて、緊急行動計画ということで、一時的に有料化をさせてほしいということで、不平等になるとのことで市内の全ての公共施設で有料化が導入された。市はお金がないからという説明で説得されて、仕方なく認めざるを得なかった歴史的な経緯がある。

その際、議員や職員の給与も引き下げられ、施設の維持管理費なども予算が削減されたが、借金も返し終えて市の財政状況も楽になってきている。議員の給与も職員の給与も元

に戻り、公民館はいつ無料に戻るのだろうか。

当時の社会教育を考える会と企画財政部長との懇談の中では、財政が豊かになったら見直すという口約束を交わしている。そういった事情を職員は把握しているのだろうかと思ったので、当時のことをお話した。

年間 800 万円ほどの使用料収入は、職員一人の人件費程度なのだろうか、当時有料化する際には、有料化するが職員は減らさないし事業展開も今までと同様に行っていくので、利用者には不便はかけないということだったが、施設予約の機械や券売機が導入されて、さらにお金がかかるという話になってきている。この点は、無料にすれば煩雑な事務も少なくなって、その分職員は市民と仕事をしたり交流することができるようになる。

開館時間の見直しについても言われてきている。一定の者しか使っていないではないかといわれるが、就労中の者が午後 7 時や 7 時半に狛江に戻ってくることで体が難しく、子育て中であればなおさら難しい。区部では、10 時までの開館に変わってきており、当団体では 10 時半でも良いのではないかと考えており、開館時間の見直しについても検討してほしい。

午後 5 時以降は、職員が勤務していないために、使用料の支払いも印刷機の使用も出来ず、活動中であっても日を改めて対応しなければならない状況が何年も続いている。

使用料を払っているにも係らず、これでは不公平だということで、夜間に活動している団体は他の施設に流れていく。こういった実情も理解して、一緒に考えてほしい。

- A 5. 有料化については、議会で議論した結果、受益者負担としての有料化が決定している。また、今後どうするのかといった議論もしていないことから、この場でお答えできない。（一答えを求めているわけではなく、過去の経緯をお話した。）

基本的な部分は認識している。

開館時間については、ご意見のとおりである。利用区分を検討するにあたっては、必然的に閉館時間に影響することになる。閉館時間は課題として認識している。

就労している方たちは、4 月から狛江駅に準急が止まるようになったとはいえ、狛江に戻ってこれるのは早くても午後 8 時から 9 時くらいか。そこから、一定の時間活動するとして、どのくらいの時間を保証するべきなのかと考えたときに、午後 10 時か 11 時かと考える中で、複数の利用者の皆さんと意見交換させていただいている。

その中でのご意見としては、狛江に住んでいる現役世代に対しては、現役のときから居を構えている市内での居場所づくりといった取り組みができるようにする必要があるといったものがある。ある日、定年退職を迎えて、さあどうしよう、何をしようということにならないように、活動の拠点としてこういうところがあるよと、手を挙げられるのは公民館だよというご意見。

最終的に、閉館時間を延長する場合にも、運営費に影響するため、慎重に議論する必要がある。

支払い対応についても同様で、使いにくい状況にあることは間違いないが、夜間の業務対応を委託しているシルバー人材センターの基本方針として、請け負う業務の中で金銭の授受は対応しないということから、午後 5 時以降のお支払いに対応していないのが実情で

ある。

職員が対応すれば、職員の方が人件費は高くなり、利用者に対して利便性の向上として対応するためには、ニーズがどの程度存在するのか、またその対応が必要なのかといった費用対効果の検証が必要になる。

（－費用面の話ではなく、職員に相談しようとしても、夜間活動している団体は職員がいないために、出直しを強いられている。市民の活動を支えるために公民館は存在していると考えているので、お金は大事だがどうしたら支えていけるのかを考えてほしい。－）

では、例えばどういったやり方があるとお考えか。対論なくして反論なしという言葉もある。現状について意義ありということであればお示しいただきたい。

（－反論ではなく、以前（注：西河原及び中央両公民館が統合される前）は夜間の講座もあったし、お金のやり取りではなく、利用券のやり取りのはずでは。－）

利用券のやり取りだが、現実はお金で両替であったり、買い間違いなどがあって、現金のやり取りを想定しない訳には行かない。

（－よく解らないが、地域センターなどでは対応しているのに、何故公民館では対応できないのか。－）

地域センターは、それぞれの運営協議会がボランティアで運営している。

（－知恵を出し合ってより良い方法があればと思う。－）

これまでもご意見としては、公民館と地域センターや地区センターが横の連携を強化してくれれば、使い勝手が良くなるといわれている。

公民館は社会教育法に基づく社会教育施設であり、教育委員会の所管だが、地域センターと地区センターは教育施設ではなく市長部局の地域活性課の所管である。また、公民館は市の直営だが、地域センターはそれぞれの運営協議会が主体的に運営している状況にあるため、担当部署も指示命令的な対応が出来ない状況にあるようだ。

Q 6. この話に関連して、西河原公民館で改修工事を行うが、長期間にわたって部屋が使えなくなるため、どのように対処するか苦慮している。地域センターや地区センターの利用についても検討しているが、そもそも公民館の都合で一定期間利用できなくなるのであれば、公民館の責任において、他の施設が利用できるように配慮すべきではないか。

市内の公共施設が横断的に連携して、登録データを共有して、相互の利用が可能になるような有機的な連携を図って欲しい。法律上の位置付けは利用者には関係ないので、休館中はこういった便宜をはかるので、活動を継続してくださいといった配慮があってよいのではないか。

公民館に登録すれば、地域センターや地区センターも利用できるといったような、配慮をして欲しい。出来ない理由はたくさんあるだろうから、出来ない理由はいわなくていい。出来ない理由があるからやっていないのだろうから、意見としていわせていただく。

改修工事なのだから、一定期間使えないのは仕方がないというだけなのか、こういう施設がありますよという案内があるのかで、利用者の印象も違ってくるだろう。

現在は、地域センターを利用しようとする、改めて登録申請しなければならなかったり、利用できる内容も違っていたりという状況。

平成 30 年度中央公民館利用者懇談会議事録（概要）

公民館の改修工事で一定期間利用できないということは理解しているが、その責任は利用者にはないので、そのあたりに配慮が感じられれば、利用者側の印象も違ってくると思うし、使えない間は勝手に休んでくれと言われているように感じる。

A 6. ご意見として拝聴する。

Q 7. 西河原公民館改修工事期間中は、あいとぴあセンターや防災センターの会議室が使えるように配慮するなど、市として横断的な取り組みを希望するが。

A 7. 基本的なルールとして、防災センターの会議室は市民団体の活動には利用できないことになっているので、ご理解いただきたい。

（－そんなことをいっていたら何にも進まない。話にならない。そういった動きをしてもらえれば、皆もっと理解するのではないか。－）

ここで私が解りました。はい、やりますとはいえない。

（－それはいえないだろう。だが、そういうことも検討してという動きを示さないで、出来ませんだけでは、利用者からのアンケートの回答もどうなんだという話になってくる。－）

防災センターが竣工してから数年が経過していて、防災センターの会議室が皆さんの活動場所に使用できないことはご理解いただいていると思う。

Q 8. 行政の言い分を聞きに来たわけではなく、こういう問題があってこういう機会に意見を言いたいから集まっているはず。館長の話もよく解るが、民間企業であれば代替施設は用意するはず。普通は。

A 8. 出来るのであればやると思う。

Q 9. その対応をするのが、税金を払っている市民に対するサービスだと思う。出来ないことは解っているが、どうしたら出来るのかを考えるのが、税金を払っている市民に対する市民サービスだと思うので、意見を聞いたうえで、市役所の会議室も空いているわけだから、どうやったら利用できるのかを考えて欲しい。

（別の参加者から）

検討してみて欲しいということだから、ここでは出来ないといわないで、こういう声があったということで、館長は間に立って行政内部での調整を行ってもらって、それが上手くいくかどうかは解らないが、将来的には中央公民館がある市民センター改修の際にも、大きな問題になるだろうから、こういった意見を踏まえて、関係各所との協議調整を行って欲しい。

A 9. ご意見としては解った。

Q 5. 駄倉地区センターは公民館とは別か。

A 5. 別です。

Q 6. 再確認だが、今のシステムは平成 31 年 12 月までとのことだが、平成 32 年 1 月から新システムと考えていいのか。

質問は、市民センターの改修については合意形成がされていないが、建物の耐用年数からすれば、どこかにタイムリミットがあるはずだが、どこに定めて合意形成の取り組みを進めているのか。

A 6. システムの移行については。平成 30 年度中にシステム構築を完了して、平成 31 年 4 月から新システムに移行することで進めている。

市民センターの耐用年数については、耐震診断の結果では建物本体の耐震力については問題がないことを確認しているが、最大の問題は給排水設備のうちのトイレの配管である。事実としてお話しするが、今にもトイレの配管がどこかで破断してもおかしくないような状況にある。

現場を預かっている公民館としても、時間的な猶予はなく、一刻も早く改修工事を行わなければならないことを主張している。

以上